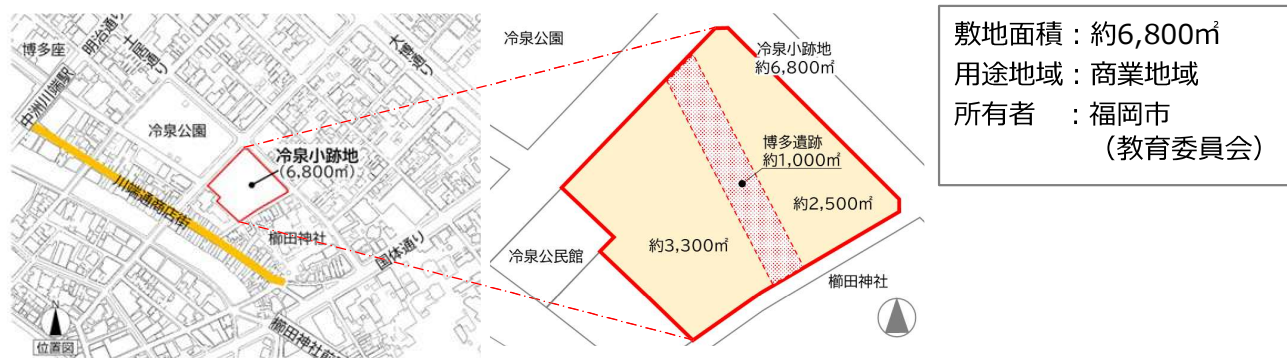


冷泉小学校跡地での取組みについて

冷泉小学校跡地活用方針(案)、今後の進め方等について、報告を行うもの

1. 跡地活用の検討状況



○平成28年に地域から出された要望をもとに、地域と協議を重ね、導入の検討を進める機能を整理している。

<地域との協議を踏まえ導入の検討を進める機能>

- 災害時に収容避難所として利用できる施設
・通常時は多目的ホール等、別用途での利用を想定
- 博多の歴史や伝統文化を展示・体験できる観光の拠点機能
- 地域コミュニティの場となる憩いの空間(読書スペース等)
- ※その他、まちのにぎわいに資する機能等については、引き続き検討

○これら機能の実施手法等の検討の参考とするため、令和6年10月より民間アイデア募集を、令和7年7月に公共利用調査を実施するなど、検討を進め、跡地活用の方向性を定めた。

<跡地活用の方向性> (令和7年9月議会 福祉都市委員会報告内容)

民間事業による実施を引き続き検討しつつ、一方で、土地を市が所有したまま、公共事業による「観光拠点施設」の整備についても検討することとする。

なお、公共事業で「観光拠点施設」を整備する場合は、「収容避難所」「読書スペース等」としても活用できる空間整備の可能性も検討する。

※まちのにぎわいの創出に資する機能については、引き続き、民間事業での実施も含め検討を行い、併せて、当該部分の土地の取扱いについても検討を行う。

※跡地活用の検討にあたっては、都市計画マスタープランで跡地周辺を歴史景観拠点ゾーンと位置付けていることや、地域の意見等を踏まえ、景観面についても配慮する。

○跡地活用の検討と並行して、経済観光文化局において、博多旧市街における観光拠点について検討している。

<博多旧市街における観光拠点の検討状況>

- 導入を検討する機能
・中世博多の成り立ちを紹介する展示機能、祭りや伝統工芸の実演・体験・販売機能 等
※「博多町家」ふるさと館との機能再編や、はかた伝統工芸館の機能の集約も検討
- 施設規模の方向性
・導入機能の確保が可能な施設規模について、他都市の類似施設を参考に3,500~5,000㎡を想定
- 観光拠点の整備地
・石積み遺構と一体となった機能整備について検討が可能である等の理由から、冷泉小学校跡地を整備地とする

○冷泉小学校跡地活用協議会のご意見を踏まえ、「冷泉小学校跡地活用方針(案)」を取りまとめた。

※冷泉小学校跡地活用協議会:地域の代表や学識経験者など、14名で構成

2. 跡地活用方針(案)

(1) 跡地活用の方向性

◆これまで学校が担ってきた役割に加え、都心部の貴重な空間であることから、都心部の回遊機能の強化や博多の歴史・文化を活かした、まちのにぎわい創出、魅力の向上などを図ります。また、博多通りや土居通りに面して、櫛田神社と冷泉公園の間にある立地特性を活かした跡地活用を図ります。

○避難所としての役割や地域コミュニティの場など、これまで学校が担ってきた役割・機能などを踏まえた跡地活用を図ります。

○日宋貿易で栄えた貿易港博多の初期の湊の護岸であった石積み遺構の歴史を感じさせる展示機能など、国史跡「博多遺跡」の歴史的価値を活かした跡地活用を図ります。

○博多旧市街の歴史・伝統文化をいつでも体験できる機能や、観光情報の発信機能など、周遊の起点となる観光拠点の整備を図り、「博多町家」ふるさと館との機能再編や、はかた伝統工芸館の機能の集約も検討します。

(2) 跡地に導入する機能

◆跡地活用の方向性を踏まえ、以下の機能の導入を図ります。

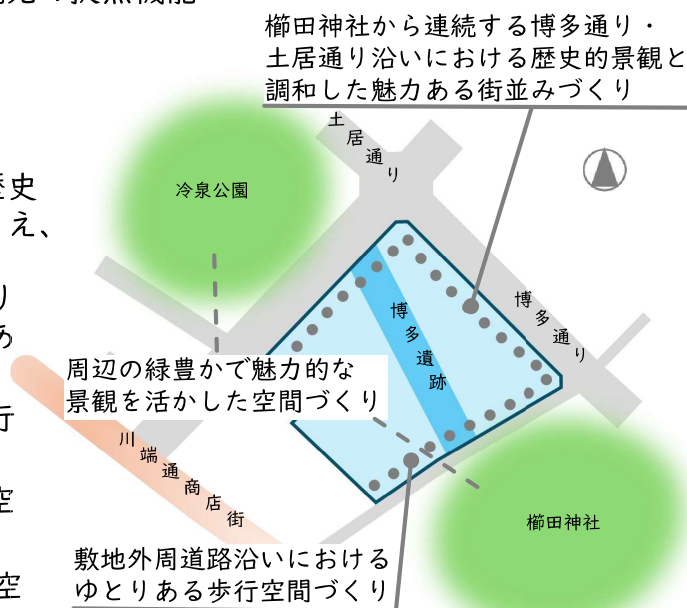
- 災害時に収容避難所として利用できる施設
- 地域コミュニティの場となる憩いの空間（読書スペース等）
- 国史跡「博多遺跡」の歴史的価値を活かした展示・集客機能
- 博多の歴史や伝統文化を展示・体験できる観光の拠点機能
- 伝統工芸の実演・体験・販売機能
- まちのにぎわいに資する機能 等

(3) 跡地の空間づくり

◆福岡市都市計画マスタープランで跡地周辺を歴史景観拠点ゾーンと位置付けていること等を踏まえ、以下のような空間づくりを図ります。

- 櫛田神社から連続する博多通り・土居通り沿いにおける歴史的景観と調和した魅力ある街並みづくり
- 敷地外周道路沿いにおけるゆとりある歩行空間づくり
- 周辺の緑豊かで魅力的な景観を活かした空間づくり

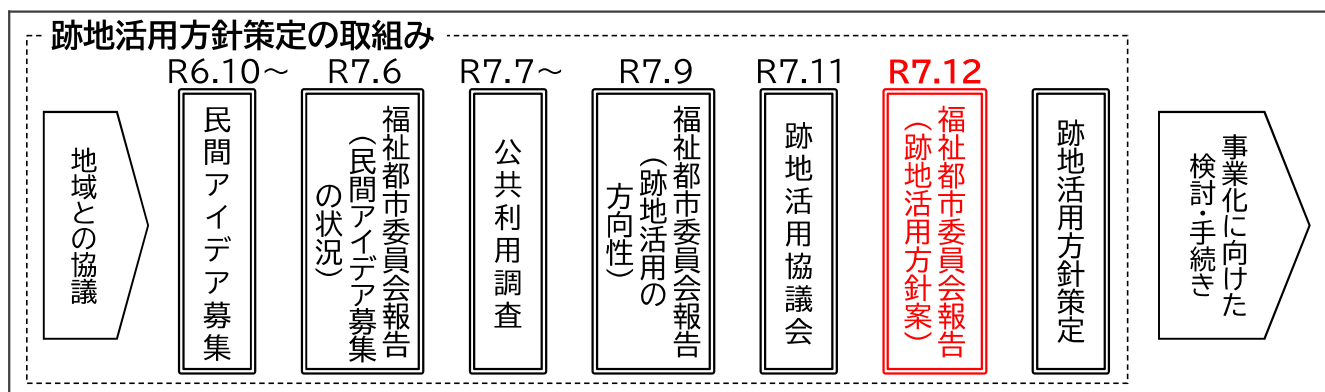
◆国史跡「博多遺跡」の歴史的価値を活かした空間づくりを図ります。



3. 今後の進め方

＜跡地の空間づくり等のイメージ＞

今後、跡地活用方針に基づき、経済観光文化局をはじめとした関係局と連携し、地域と協議しながら、事業化に向けた検討・手続きを進めていく。



※適宜、議会に報告し、地域と協議しながら取り組む

福岡市屋外広告物条例の一部改正（案）について

1. 報告の経緯

- 広告宣伝用自動車（車検証の「車体の形状」に「放送宣伝」と記載されている自動車。以下、「広告宣伝車」という。）について、令和7年4月から7月までの実態調査では、市内を走行する広告宣伝車のほぼすべてが、車検証の使用の本拠の位置が市外であることが明らかになった。
そのため、市条例の許可を必要としない車両であることを令和7年9月議会で報告したところ。
- その後、時間や場所等を変えて2か月間追加で行った調査を加味した半年間の調査においても、9月に報告した内容と同様の傾向が見られたことから、他都市事例等も踏まえて検討を行い、今後の対応について必要な市条例の一部改正について報告を行うもの。

2. 条例改正が必要な理由

- 現行の市条例に基づく具体的な運用において、許可手続きの対象となるのは、使用の本拠が「福岡市」にある車両であるが、市内を走行する広告宣伝車のほぼすべてが市外に本拠を有しているため、市条例が適用されないことから、市外本拠の車両も含めて許可手続きの対象とする必要がある。
- また、広告宣伝車のような車体利用広告物は、表示面積が大きく、頻回する場合は、壁面等に設置される広告と同様に景観に与える影響は大きいと考えられるが、壁面等に設置される広告物のような面積制限を設けていないことから、車体利用広告物に対しても面積制限を設ける必要がある。
- このため、車両の対象拡大及び車体利用広告物の面積制限について、市条例を一部改正する必要があるもの。

3. 条例改正の方向性

- 広告宣伝車の車体利用広告物について、車検証の使用の本拠に関わらず、市内を走行するすべての広告宣伝車にも適用されるよう、規定を改正する。
- 車体利用広告物の規格について、面積制限を設けるよう、規定を改正する。

4. 条例改正の概要

（1）対象となる車両

- ・使用の本拠が「福岡市」である車両。ただし、広告宣伝車については、市内を走行するすべての車両

（2）車体利用広告物に対する手続き等の概要

①市内を走行する際に許可申請が必要となる

ア 屋外広告物許可申請（市条例第5条、第43条、市規則第2～3条等参照）

- ・屋外広告物許可申請書を提出し、許可を受けなければならない
- ・許可申請の際、手数料を納付しなければならない

②市条例に定める車体利用広告物の規格の遵守が必要となる（第9条、告示第103号等参照）
ア 面積が20平方メートル以下であること。ただし、市長が別に認める場合については、この限りではない。

- イ 車体の外面への表示・設置が禁止される広告物
- ・発光可変表示式広告物（一定時間表示の内容が変わらないものを除く）
 - ・発光、蛍光又は反射効果により、運転者を幻惑させるおそれのあるもの

③屋外広告業の登録が必要となる（市条例第26条参照）

- ・市内において、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業を行う法人又は個人は、屋外広告業の登録を受けなければならない。営業所を市内に有していない場合であっても、市内でそのような営業を行う場合には登録が必要

④許可取り消し、行政措置命令や罰則の適用を受ける

ア 監督（市条例第16条参照）

- ・許可を受けた広告宣伝車が、許可等に付した条件に違反した場合は、許可権者は、表示若しくは設置の停止を命じ、改修、移転、除却等の措置を命じることができる。

イ 罰則（市条例第46条～第49条参照）

- ・広告宣伝車に広告を表示して無許可で走行した者、許可後に無許可で広告の表示内容を変更した者、措置命令に違反した者等は100万円以下の罰金に処する。
- ・屋外広告業の登録を受けずに屋外広告業を営んだもの、不正の手段により登録を受けた者等は、1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金に処する。
- ・屋外広告業の廃業等の届出を怠ったもの等は、5万円以下の過料に処する。

5. パブリックコメントの実施について

(1) 意見募集期間

令和7年12月下旬～令和8年1月下旬

(2) 閲覧・配布場所

下記の配布場所において閲覧・配布を行うとともに、福岡市ホームページにも掲載

<閲覧・配布場所>

住宅都市みどり局都市景観室（市役所4階）、情報公開室（同2階）

情報プラザ（同1階）、各区役所情報コーナー、入部・西部出張所

6. 今後のスケジュール(予定)

令和7年12月	12月議会 報告 (条例の一部改正(案)について)
令和7年12月下旬から 8年 1月下旬	パブリックコメントの実施
令和8年 2月	第31回 福岡市屋外広告物審議会 (パブリックコメントの結果報告、答申)
令和8年 3月	3月議会(改正条例案上程)
令和8年 4月	改正条例公布
令和8年10月	改正条例施行

<参考>広告宣伝車の実態調査結果（4月から9月分）

1. 調査結果

(1) 調査概要

調査地点	天神周辺：那の津口交差点、天神橋口交差点、渡辺通4丁目交差点 博多駅周辺：祇園町交差点、博多駅バスターミナル前交差点、音羽交差点
調査回数	全48回
調査時間	平日・休日の9時から21時のうち2時間

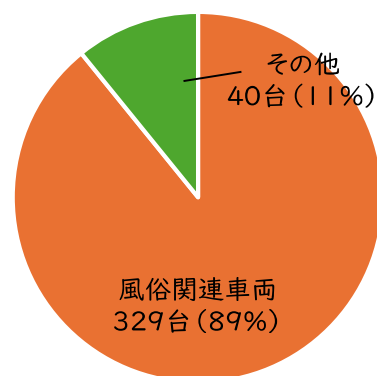
(2) 調査結果

①調査地点を通過した車両の延べ台数

369台（走行頻度約16分に1台）

《調査地点を通過した車両の延べ台数の表示内容内訳》

合計：369台



②広告の表示内容

- ・いわゆる風俗関連車両 329台(89%)
- ・その他(転職サイト、ゲーム関連等) 40台(11%)

○調査地点を通過した車両の約9割が風俗関連車両

※)いわゆる風俗関連車両とは

風営法(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律)第2条に規定される「風俗営業」等に関する広告及び同条に規定される「風俗営業」等への求人に関する広告を掲出している車両のことをいう

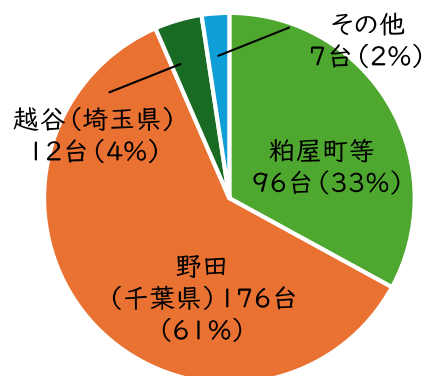
③風俗関連車両の使用の本拠の位置

- ・風俗関連車両329台の内、ナンバー判明台数は 291台
- ・ナンバーが判明した車両の使用の本拠の位置は、
福岡市内 0台
福岡市外 291台

福岡ナンバー	本拠:粕屋町等	96台
野田ナンバー	(本拠:千葉県)	176台
越谷ナンバー	(本拠:埼玉県)	12台
松本ナンバー	(本拠:長野県)	2台
なにわナンバー	(本拠:大阪府)	4台
名古屋ナンバー	(本拠:愛知県)	1台

《風俗関連車両の使用の本拠(ナンバー判明分)》

合計：291台



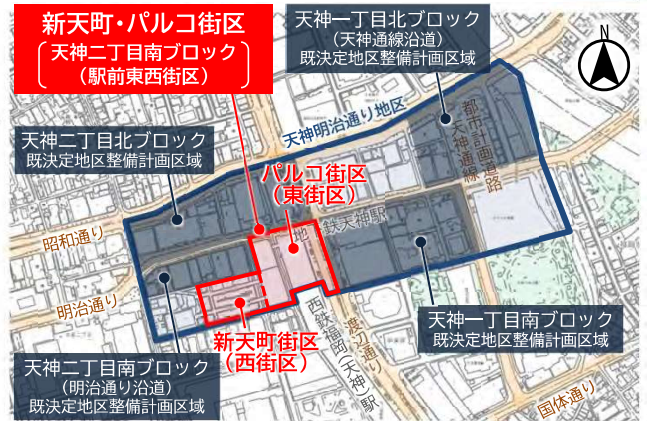
○風俗関連車両のすべてが、本市条例に基づく許可手続きの対象外の車両(本拠が福岡市外)であることが判明

④その他

- ・音を発していた車両は、調査地点を通過した車両の延べ台数369台のうち205台(55%)。そのほとんどが風俗関連車両
- ・天神地区と博多駅周辺地区を同一の風俗関連車両が周回

1. 報告の趣旨

- 天神二丁目南ブロック駅前西街区（以下、新天町街区）、東街区（以下、パルコ街区）では、建物の老朽化が進み、耐震性や防災面の課題を抱える中、事業者において、耐震性の高いビルへの建替えに向けて取り組まれており、2024年度（R6年度）に地区計画や市街地再開発事業、地下通路などの都市計画手続きを実施したところ。
- 現在、事業化の検討において、より良いまちづくりに向け、各種取り組みについて協議を進めているところであり、検討状況等について報告を行うもの。



2. これまでの取り組み（地区計画概要）

2022年度（R4年度）：事業者より計画概要書提出

2024年度（R6年度）：福祉都市委員会報告（6月：都市計画審議会付議案件）

都市計画決定：地区計画および地下通路（10月）、市街地再開発事業（1月）

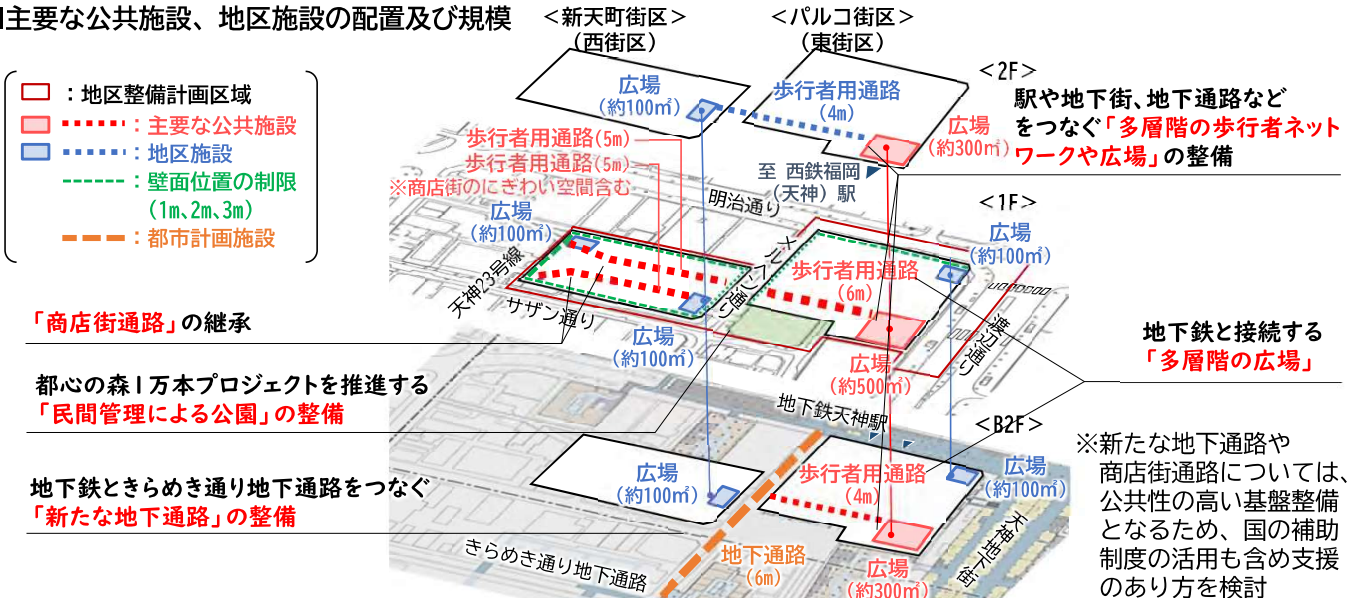
参考：2024年6月 福祉都市委員会報告資料より

■主な取り組み概要

●必ず実施する項目 ☆取り組みを誘導する項目

誰もが安全で安心なまちづくり	☆耐震性の高い建物整備 ☆防災備蓄倉庫確保、災害時の避難場所提供
既存機能の継承と都心機能の強化	☆新天町の歴史を継承した未来に向けた商店街の実現 ☆新たな文化芸術機能の導入 ☆感染症対策などの機能導入による国際競争力の強化
快適な歩行者空間とゆとりある広場空間の創出	●地下通路の整備 ●歩行者用通路の整備 ●広場の整備 ☆広場へのエスカレーター・エレベーターの整備 ☆民間管理による公園の高質化（緑化等） ☆歩行者空間の高質化
魅力あるまちなみの創出	☆歴史、文化等の活用 ☆沿道の緑化 ☆建物低層部へのにぎわい施設配置 ●壁面後退による、ゆとりある歩行者環境の確保
円滑で安全な交通環境の創出	☆駐車場共用車路の整備 ☆共同荷捌き駐車場の整備 ☆利用しやすい駐輪場の整備
環境負荷の低減に配慮した都市環境の創出	☆環境との共生に向けた環境負荷の低減や資源の再利用、緑化の推進

■主要な公共施設、地区施設の配置及び規模



3. 検討状況

○新天町の歴史を継承した未来に向けた商店街の実現や、利便性や回遊性向上に寄与する地下鉄ときらめき通りをつなぐ新たな地下通路の整備、緑や潤いを感じられる公園の整備とあわせ、公園と一体的な建物の緑化などについて協議を進めているところ。

○賑わい・活気を生み出す商業施設、オフィス、ハイグレードホテルに加え、ライブハウスやミュージアム、ギャラリーなど文化・情報発信機能の導入や、メルヘンチャイムなどまちの記憶の継承などにより、若者からお年寄りまで、天神に行きたいと思っただけのまちづくりの実現に向けて取り組む。

(1) 導入機能等の検討状況

■新天町の歴史の継承

天神と大名をつなぐ「商店街通路」の継承



歴史、文化等の活用（メルヘンチャイムの継承）

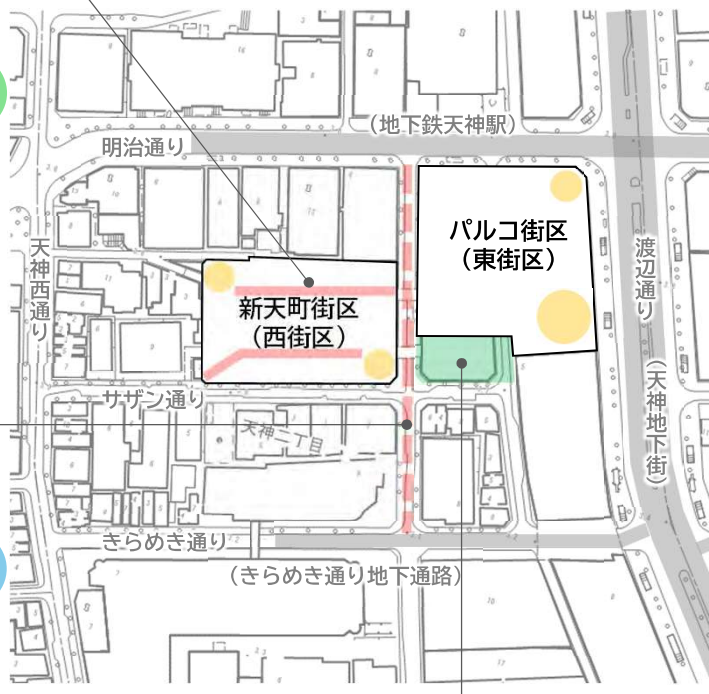


■主要な公共施設等の整備

地下鉄ときらめき通りをつなぐ
「新たな地下通路」の整備



都心の森1万本プロジェクトを推進する
「民間管理による公園」の整備



※パース・写真は検討中のイメージであり、今後変更の可能性あり

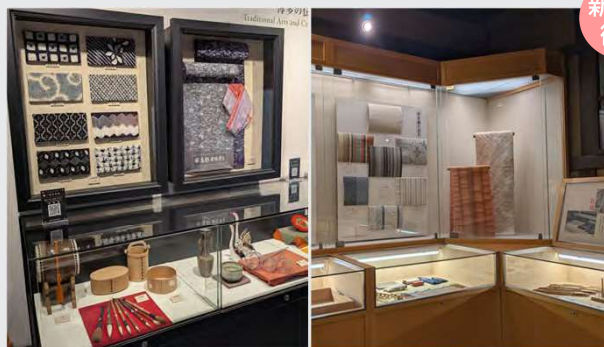
■新たな文化・情報発信機能の導入例

文化・アート等の継承



新天町
街区

地域文化ミュージアム



新天町
街区

ライブハウス



パルコ
街区

ギャラリー



パルコ
街区

現代ミュージアム



パルコ
街区



パルコ
街区

■その他まちづくりの取組み

緑化の推進・建物低層部への賑わい施設配置



※パース・写真は検討中のイメージであり、今後変更の可能性あり

○建物の耐震性向上や災害時の避難場所の提供、歩行者空間の高質化、駐車場共用車路の整備などその他のまちづくりの取組み等も含め、更なる都心部の機能強化と魅力づくりに向けて協議を行っていく。

